組合員の種別	掛金率				負担金率			
	短期給付	福祉事業	介護納付金	子ども・子育て支援納付金	短期給付	福祉事業	介護納付金	子ども・子育て支援納付金
長期組合員	38.26/1,000	1.03/1,000	8.15/1,000	1.15/1,000	38.26/1,000	1.03/1,000	8.15/1,000	1.15/1,000
短期組合員	38.26/1,000	1.03/1,000	8.15/1,000	1.15/1,000	38.26/1,000	1.03/1,000	8.15/1,000	1.15/1,000
任意継続組合員	76.52/1,000	2.06/1,000	16.30/1,000	2.30/1,000				

2　法第２条第１項第２号に規定する後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員について、前項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「38.26/1,000」とあるのは「2.72/1,000」とする。

（３　略）

4　法第99条第２項第４号の規定による掛金及び負担金の額は、国家公務員共済組合連合会の定款の定めるところによる。

組合員の種別	掛金率			負担金率		
	短期給付	福祉事業	介護納付金	短期給付	福祉事業	介護納付金
長期組合員	38.26/1,000	1.03/1,000	8.20/1,000	38.26/1,000	1.03/1,000	8.20/1,000
短期組合員	38.26/1,000	1.03/1,000	8.20/1,000	38.26/1,000	1.03/1,000	8.20/1,000
任意継続組合員	76.52/1,000	2.06/1,000	16.40/1,000			

2　法第２条第１項第２号に規定する後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員について、前項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「38.26/1,000」とあるのは「2.35/1,000」とする。

（３　同左）

4　法第99条第２項第３号の規定による掛金及び負担金の額は、国家公務員共済組合連合会の定款の定めるところによる。

附　則

1　この変更は、令和８年４月１日から施行する。

2　変更後の第28条第１項及び第２項の規定は、令和８年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

法務省共済組合定款の一部変更について

法務省共済組合定款（平成13年４月１日制定）の一部を次のように変更する。

令和８年３月31日

法務省共済組合代表者
法務大臣　平口　　洋

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

変更後	変更前
（掛金及び負担金の額） 第28条　法第99条第２項第１号、第２号、第３号及び第５号の規定による掛金及び負担金の額は、次の表に掲げる組合員（任意継続組合員を除く。）の種別に応じてそれぞれ当該組合員の法第40条第１項に規定する標準報酬の月額（以下「標準報酬の月額」という。）及び法第41条第１項に	（掛金及び負担金の額） 第28条　法第99条第２項第１号、第２号及び第４号の規定による掛金及び負担金の額は、次の表に掲げる組合員（任意継続組合員を除く。）の種別に応じてそれぞれ当該組合員の法第40条第１項に規定する標準報酬の月額（以下「標準報酬の月額」という。）及び法第41条第１項に規定す